

# 1 ②被災者で水道を使われた方を支援します

上下水道料金の一部を減免

台風15号による床上・床下浸水等により、建物や敷地内の清掃に水道を使われた方を支援するため、上下水道料金の一部を減免します。

## 1 対象者

罹災証明書・被災証明書のいずれかを取得した方

## 2 減免期間

令和4年9・10月分もしくは10・11月分（1期分）

## 3 減免金額

減免期間における基本料金

例) 口径 13mm の場合（基本水量 16<sup>3</sup>分）

[水道]2,310円 + [下水道]1,780円 = 4,090円

※敷地地区の方は下水道料金が異なります

## 4 その他

台風 15 号の被害による影響で漏水が発生したことにより水量が増加した場合は、増加した水量相当に係る上下水道料金を減免します。